

川棚温泉エリア魅力発信映像制作等業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目 的

本要領は、川棚温泉エリア魅力発信映像制作等業務委託に係る公募型プロポーザルの実施に関し、必要な事項を定めたものである。

2 業務概要

(1) 業務の名称

川棚温泉エリア魅力発信映像制作等業務（以下「業務」という。）

(2) 業務の対象地域

川棚温泉エリア魅力発信映像制作業務：川棚温泉エリア
豊浦地域回遊性向上マップ制作業務：豊浦町全域

(3) 業務の期間

契約締結の日から令和8年3月31日(火)まで

(4) 業務の目的

本市では、川棚温泉エリアを周遊型・滞在型観光地に転換するとともに、川棚温泉エリアが豊浦地域全体を活性化させる先駆けとなることを目標に、豊浦地域〔川棚温泉エリア〕再生計画を作成し、地方創生・地域再生に取り組んでいるところである。

本業務では、川棚温泉エリアに関連する映像（動画）を制作し、発信・PRすることで観光客の川棚温泉エリアへの来訪動機を高めることを目的とする。また、豊浦地域の回遊性を高めるためにテーマやシーズンに合わせた観光スポット・回遊ルートを考案し、マップを作成して配布することで、来訪者の滞在時間の延長をさせ、賑わいと経済効果をもたらすことを目的とする。

(5) 業務の内容

別紙1「川棚温泉エリア魅力発信映像制作等業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

3 予 算

見積り限度額 6, 253千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

内訳：川棚温泉エリア魅力発信映像制作に係るもの 5, 753千円
豊浦地域回遊性向上マップ制作に係るもの 500千円

4 日 程

- | | | |
|-----------------|--------------|--------|
| (1) プロポーザル実施の公告 | 令和7年6月 2日(月) | |
| (2) 質問の提出期限 | 令和7年6月 6日(金) | 午後5時まで |
| (3) 質問に対する回答 | 令和7年6月10日(火) | まで |

(4) 参加申込書等の提出期限	令和7年6月13日(金)	午後5時まで
(5) 参加資格審査結果の通知	令和7年6月18日(水)	までに発送
(6) 企画提案書等の提出期限	令和7年7月2日(水)	午後5時まで
(7) 1次審査結果の通知	令和7年7月10日(木)	までに発送
(8) プレゼンテーションの実施	令和7年7月17日(木)又は18日(金)	
(9) 選定結果の通知	令和7年7月22日(火)	までに発送

5 プロポーザルへの参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 本公告の日からプロポーザルの日までの間、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) プロポーザルへの参加申込の時点で、下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿「企画制作」に登録している事業者であること。
- (4) 直近5年の間に、国、地方公共団体その他公共団体またはこれに類する団体と「本業務と同種」の契約を締結していること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつ、その取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 複数の事業者による連合体でないこと。
- (8) 本業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に再委託する者でないこと。
- (9) プロポーザルへの参加申込に係る手続きが滞りなく完了し、プロポーザルへの参加資格を認められていること。

6 質問の提出

本業務を履行する意思があり、かつ、プロポーザルに参加しようとする者のうち、本業務又はプロポーザルについて質問がある者は、次のとおり質問書を提出してください。

- (1) 提出書類 質問書（様式第1号）
- (2) 提出期限 令和7年6月6日(金) 午後5時まで（必着）
※提出期限までに電話で到着を確認してください。

(3) 提出方法 電子メール又はファクシミリ

(4) 提出先 「18 提出先・問合せ先」に同じ]

7 質問に対する回答

質問書を提出した者それぞれに対し、令和7年6月10日(火)までに電子メール又はファクシミリで回答します。ただし、プロポーザルの実施に当たって市が必要と認めるときは、8に定める参加申込書等を提出した者（以下「参加申込者」という。）全てに対し、質問の内容を含めて回答する場合があります。なお、競争性の確保に影響する恐れがある内容（参加者数、参加者名等）については回答しません。

8 参加申込書等の提出

参加申込者は、次のとおり参加申込書等を提出してください。

- (1) 提出書類 ア 参加申込書（様式第2号）
 イ 履歴事項全部事項証明書
 ※2年以内に取得したもの、写し可
 ウ 会社概要が分かる既存のパンフレット等
 ※無い場合は、不要
- (2) 提出期限 令和7年6月13日(金) 午後5時まで（必着）
 ※提出期限までに電話で到着を確認してください。
- (3) 提出方法 電子メール
- (4) 提出先 「18 提出先・問合せ先」に同じ

9 参加資格審査結果の通知

参加申込者に対し、令和7年6月18日(水)までに参加資格審査結果通知書（様式第8号）を発送し、通知します。

また、参加資格を有するとの通知を受けた者（以下「有資格者」という。）は、プロポーザルに係る企画提案書等を提出する資格を有するものとします。

※参加資格の審査結果については、市に対し、当該通知の日の翌日から起算して5日以内に書面（任意様式）で説明を求めることができます。

※参加申込書等を提出したにもかかわらず、参加資格審査結果の通知が届かない場合は、お手数ですが、令和7年6月19日(木)午後5時までに電話で確認してください。

10 企画提案書等の提出

有資格者のうち本業務を履行する意思がある者は、次のとおり企画提案書等を提出してください。

- (1) 提出書類 ア 企画提案書等の提出について（様式第3号）

イ 企画提案書（任意様式）

※仕様書及び別紙2「川棚温泉エリア魅力発信映像制作等業務プレゼンテーション評価基準」（以下「評価基準」という。）に対応した内容を必ず記載してください。

ウ 業務実施体制について（様式第4号）

エ 価格提案書（参考見積書）（様式第5号）

オ 再委託申出書（様式第6号）

（2）提出部数 企画提案書については、正本1部及び副本8部
その他書類は、各1部

※企画提案書の副本には、事業者名を記載しないでください。

※提出書類の全てをPDF形式で記録したCD-Rを1部提出してください。

（3）提出期限 令和7年7月2日（水） 午後5時まで（必着）

※提出期限までに電話で到着を確認してください。

※提出期限までに提出書類を提出しない場合は、プロポーザルに係るプレゼンテーション（ヒアリングを含む。以下同じ。）に参加する資格を失うものとします。

（4）提出方法 持参又は郵送

※郵送の場合は、受取の日時及び配達の完了を証明できる方法によることとし、郵便事故等については、市はその責めを負わないものとします。

（5）提出先 「18 提出先・問合せ先」に同じ

11 1次審査の実施及び結果の通知

提出された企画提案書等について、プロポーザル審査委員会において、評価基準に基づき、1次審査を実施します。企画提案書等を提出したすべての者に令和7年7月10日（木）までに可否の結果を参加申込書に記載されたメールアドレスにメールを発送し、通知します。1次審査合格の通知を受けた者は、**12 プレゼンテーションの実施**に示すプレゼンテーションに参加する資格を有するものとします。

※企画提案書等を提出したにもかかわらず、1次審査の結果の通知が届かない場合は、お手数ですが、令和7年7月11日（金）午後5時までに電話で確認してください。

12 プレゼンテーションの実施

企画提案書等を提出し、1次審査に合格した者は、下記のプレゼンテーションに出席し、企画提案書等について説明してください。

- (1) 実施期日 令和7年7月17日(木)又は18日(金)
※詳細な時間については、別途通知します。
- (2) 実施場所 「18 提出先・問合せ先」に同じ
※詳細な場所については、別途通知します。
- (3) 実施方法 ア プレゼンテーションへの出席者は、企画提案書に記載された担当者を含めて3名までとします。
- イ プレゼンテーションの順番は、市が企画提案書を受理した順番とします。
- ウ プレゼンテーションの時間は、1者あたり約40分（説明約20分、質疑・応答約10分、準備・撤去約10分）以内とします。
- エ プレゼンテーションでプロジェクターを使用する場合は、事前に連絡してください。また、パソコン、プロジェクター、接続ケーブル等については、提案者で用意してください。なお、スクリーン（アスペクト比＝4：3）については、必要に応じて市が用意します。
- オ プレゼンテーションに出席しない場合は、本業務に係る契約を締結する意思がないものとみなし、12に定める評価及び選定の対象としません。

13 評価及び選定

- (1) 市が設置するプロポーザル審査委員会において、評価基準に基づき、企画提案書等及びプレゼンテーションの内容を公平・公正かつ客観的に評価します。
- (2) 委員が各々500点を満点とする評価点によって評価し、全委員の評価点の合計を当該企画提案者の総合点とします。
- (3) 失格した者を除き、総合点の最も高い企画提案者を候補者（契約の締結に向けた協議を行う候補となる出席者をいう。以下同じ。）として選定し、次に総合点が高い企画提案者を次順位候補者として選定します。ただし、総合点が1,250点未満の場合、候補者又は次順位候補者として選定しません。
- (4) 総合点が高くなる企画提案者が生じた場合は、「企画提案評価」の項目の評価点が高い企画提案者を候補者として選定します。ただし、それでもなお候補者を選定できないときは、委員の多数決により候補者及び次順位候補者を選定します。

14 選定結果の通知

プレゼンテーションに参加した全ての企画提案者に対し、令和7年7月22日(火)までに選定結果通知書（様式第9号）を発送し、通知します。

また、選定結果通知書を発送した日の翌日以降に、次に掲げる項目を市のホームページ（しごと・事業者＞入札・契約・登録＞業務委託等の部屋（上下水道局を除く）＞プ

ロポーザル情報）に掲載します。

- (1) 所管部課及び業務名
- (2) 企画提案者数
- (3) 候補者名及びその総合点

15 契約の締結に向けた交渉等

- (1) 契約の内容は、企画提案書等又はプレゼンテーションの内容と同一となるものではなく、仕様、スケジュール等について候補者と交渉を行った上で見積書の提出を求め、契約を締結します。
- (2) 契約の締結に向けた交渉については、まず候補者で行い、当該交渉の結果合意に至らないときは、次順位候補者で行います。
- (3) 候補者又は次順位候補者は、当該交渉において個人情報を取得したときは、下関市個人情報保護条例（平成17年12月26日条例第459号）の規定に基づき、これを適切に取り扱うものとしします。

16 情報公開

市は、提出された質問書、参加申込書、企画提案書、プレゼンテーションに使用する他の資料等（以下「提出書類」という。）について、下関市情報公開条例（平成17年2月13日条例第16号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報については、公開しない場合があります。

また、本業務に係る契約を締結する前に、公平・公正かつ客観的な候補者の選定に影響を与えるおそれのある情報については、当該契約を締結した後に公開するものとしします。

17 その他

- (1) 提出書類について

ア 返却は行いません。

イ 提出後の訂正又は差し替えは、市からの指示を除き認めません。

ウ プロポーザルの実施以外の目的では使用しません。

エ 提出書類の著作権は、これを作成した者に帰属するものとしします。ただし、プロポーザルの実施に当たって市が必要と認めるときは、企画提案書の全部又は一部を無償で複製できるものとしします。また、本業務に係る契約を締結した後で、本業務の実施に当たって市が必要と認めるときは、当該契約の相手方となった者（本業務の再委託先を含む。）が作成した企画提案書の全部又は一部を無償で複製し、口述し、又は頒布することができるものとしします。

- (2) プロポーザルに要する経費は、全て参加申込者の負担とします。また、やむを得ない理由によりプロポーザルを中止した場合においても、それまでに要した経費を市に請求することはできません。
- (3) 参加申込書等を提出した後でプロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（様式第7号）を提出してください。
- (4) 次のいずれかに該当する参加申込者又は提案者は、失格とします。
- ア 参加資格の要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ウ 本要領に示す提出期限、提出方法、提出先等作成上又は提出上の条件に適合しない提出書類を提出した場合
 - エ 選定結果に影響を与えるおそれのある不誠実な行為を行った場合
 - オ 正当な理由なくプレゼンテーションの開始時刻までにプレゼンテーションの会場に来なかった場合
 - カ 価格提案書（参考見積書）の金額が、見積限度額を超過した場合
- (5) 参加申込者は、プロポーザルを実施した後に不知又は内容の不明を理由に異議を申し立てることはできないものとします。
- (6) プロポーザルの手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。

18 提出先・問合せ先

〒759-6301

下関市豊浦町大字川棚6895番地1

下関市役所 豊浦総合支所 地域政策課

担当：古賀、佐々木

TEL：083-772-4001 / FAX：083-774-3305

電子メール：tuchiiki@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

開庁時間：土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

19 施行期間

本要領は、令和7年6月2日から施行し、本業務に係る契約の締結をもってその効力を失う。